

別表（第8条関係）

被害の程度	認定基準
全壊	<p>住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失し、その基本的機能を喪失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なものであるものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p>
大規模半壊	<p>住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものであるものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの</p>
中規模半壊	<p>住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものであるものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの</p>
半壊	<p>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの</p>
準半壊	<p>住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの</p>
準半壊に至らない（一部損壊）	<p>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分はその家屋の延床面積の10%未満のもの</p> <p>(2) 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表し、その家屋の損害割合が10%未満のもの</p>
床上浸水	<p>住家の床より上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊若しくは準半壊には該当しないが、土砂等の堆積により一時的に居住することができないもの</p>
床下浸水	<p>床上浸水には至らない程度に浸水したもの</p>